

○放射線による健康被害の未然防止

放射線による健康被害の未然防止について（町説明）

- ・内部被ばく検査の検査率は約6割。県外の検査が課題となっている。
- ・移動式ホールボディカウンターはあり、町の検査機でも実施している。
- ・内部被ばく検査は、第二回目を受診することにより第一回目と比較可能になる。また、被ばく線量の多寡について、避難場所による特定の傾向はない。
- ・検査結果については、子供は代謝が速いため未検出となっている一方、高齢者は体内に蓄積されるため限界値を超えることがある。
- ・甲状腺検査は、町独自の検査（2年に1回）と県の検査（2年に1回）を合わせ毎年実施している。
- ・甲状腺検査は、18才以下で約500名が未実施。専門家がいる病院などで受診できるので実施できる場所が比較的多い。
- ・線量計は震災時の世帯で1つずつ配布しているが、今は分かれて住んでいるケースが多いので、使っていない方の分を追加で欲しい方にまわしている。
- ・また、校正（点検）をおこなうとともに、各仮設で線量計の使い方の説明会を実施している。
- ・健康管理手帳を21, 212人に配布。検査結果の記帳の説明や啓発を実施。

健康管理の現状に対する、町民視点による主要な論点

未検査者の解消について

- ・高齢者が放射線被害に対して関心が比較的薄いことや、県外避難者が避難者であることを隠したいことが原因ではないか。また、県外は食品の摂取による被ばくの危険性も低いため、検査の必要性を感じていないのではないか。
- ・WBCの検査が土日にも実施されているなどの情報が周知しきれていないのではないか。
- ・検査については、文章や県からの説明だけではなく、町役場から直接、丁寧に説明することが重要。対象地域が拡大しているため、職員だけで直接対応するのは限界がある。県外は復興支援員や交流会などの機会を利用して説明をおこなうことで、検査率が向上するのではないか。

健康・検査のデータ管理について（町説明）

- ・健康管理手帳やお薬手帳、各種検査結果など、検診や検査のデータを管理するのが大変なので、一元化して欲しい。
- ・会社での検診と県の総合健診の項目が重複している。
- ・部会での話し合いの内容を健康管理調査委員会へあげるべき。  
⇒健康管理調査委員会へあげることは可能である。

医療費の免除について（町説明）

- ・県外避難者も医療費は免除されているのか？来年度以降の医療費の免除はどうなっているのか？  
⇒県外避難者も医療費は免除されている。来年度以降の医療費の免除についても継続して要望していく。  
また、国保税や介護保険料を負担することになると、震災前と比べても負担が増えているため、町からの転出が加速する恐れがある。

○避難生活による健康悪化の防止

避難生活による健康悪化の防止について（町説明）

- ・健康教室や予防教室に加え、男性向けの運動教室（二本松、いわき）を開催している。参加者が固定化しているので従来参加していない住民の参加を促すために、ノルディック・ウォーキング教室を実施予定。
- ・仮設住宅や借上住宅の巡回を実施。借上住宅の巡回はそれぞれの保健事務所で対応している。
- ・県内の赤ちゃん訪問や妊婦の方の検診などを実施しているが、県外避難者のフォローが課題。避難先市町村に県からデータが行かず、検診を受ける時期がわからない住民がいるため、県に報告したうえで避難先の市町村とも直接連絡をとっている状態。
- ・予防接種についても、未接種者の防止に努めているが、避難者特例法では報告義務がないため、接種状況の確認ができない。
- ・健康診断は総合検診を受けられない人については、町が費用負担することで、実施している。
- ・町と県の検査（健康管理調査／総合検診）について、大人の検査項目は統一できたが、子供は統一できていないため、町からと県からとで別々に案内がされている状況。

健康管理の現状に対する、町民視点による主要な論点

健康の維持に向けて（町説明・県説明）

- ・借上げ住宅居住者へのメンタルケアが重要。また、介護する人を支える仕組みも必要。
- ・介護や見守り支援等は、町と民間（NPOなど）が協力する必要がある。
- ・従来の行政区からの民生委員の委嘱は現実にはそぐわない。一方、運用の仕方を工夫すれば、機能するのではないか。各仮設等の自治会や行政区長、民生委員がもっと連携していけば支援の幅も広がる。
- ・震災後2年以上が経過し、人々の放射線に対する意識も変化している。
- ・放射線に対する関心を喚起するためには、食品を自ら測ってみるのがいい。そのためには、検査の簡略化をして欲しい。検査件数が減少していて、検査機器を増やすことが難しいならば、学校などへの貸し出しをおこなうなどの活用を検討して欲しい。
- ・子育てのための学習会など、浪江小中だけに限られている。他でもニーズの掘り起こしをして欲しい。
- ・町外コミュニティでもソフト面の充実が大切。町としても相手先の自治体と協議して、ソフト面の充実を図るべき。現在、二本松からパークゴルフ場は遠いため、近場にパークゴルフ場が必要。  
⇒（県）コミュニティ復活交付金の対象になる可能性がある。他の市町村からも同様の要望を聞いているので、積極的に要望を出してもらえれば、実現の可能性は高まる。  
⇒浪江町ではパークゴルフ人口が多く、介護予防にもなっていた。

○子どもたちの絆

子どもたちの絆について（町説明）

- ・児童生徒や学校の状況等の情報を「学校便り」として各校で年間約8回発行。
- ・未再開校では、各校年に1～3回児童生徒や保護者、教職員の懇親会を実施。
- ・震災当時町民だった方へ成人式の通知を送付。避難先の成人式に出席するか、浪江町の成人式に出席するかは、個人の判断。
- ・各小中学校の校歌と校舎写真をインターネットで配信。
- ・人事異動により、震災当時の担任の先生が替わっている。現在の担任が対応できてないような場合は、当時の担任に対応してもらっている。

教育・子育ての現状に対する、町民視点による主要な論点

子どもたちの絆について

- ・新しい土地での絆ができていっている状況で、浪江の絆をどうするのかという議論があるが、子どもたちは純粋に浪江の友達と会うことを喜んでいる。
- ・しかし、年代によって浪江町との絆を意識させるかどうかは違って来る。
- ・震災当時の担任の先生が空いた時間に当時の生徒の対応をするのではなく、業務として決まった時間に対応できるような仕組みをつくった方がいいのではないか。
- ・ただし、いつまでも震災当時の担任が対応するわけにもいかないもので、時期を区切った方がよい。
- ・PTAについては、震災前の体制を議論しても意味がない。

○子どもたちの学習環境

子どもたちの学習環境について（町説明）

- ・H24.11に子どもの心情に配慮した調査を実施。回収率は40%で、内7割の児童生徒は問題ない様子だったが、悲しみや孤独感を持つ児童もあり、個別に対応。
- ・中学では進路希望調査を実施。県外避難の生徒には、福島県教育委員会から当該教育委員会に依頼。回収後、中学校教職員が家庭訪問や個別の進路相談を実施。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが児童・生徒および保護者に対する相談活動などの支援をおこなった。
- ・「福島に夜間中学をつくる会」と「ビーンズふくしま」の2つの非営利団体の協力により、仮設住宅の集会所を利用して学習支援活動を実施。
- ・浪江小学校では「ふるさとなみえ科」などの取組みをおこなった。浪江中学では総合学習の時間で、ふるさと浪江講演会や陶芸教室などをおこなった。

教育・子育ての現状に対する、町民視点による主要な論点

避難先の学習環境について（町説明）

- ・避難先の学校のレベルなど教育環境がわからなくて困っているケースがある。情報収集の手助けがあると助かるので相談窓口を設けて欲しい。また、避難先の自治体に進路指導の徹底を依頼して欲しい。  
⇒教育委員会で相談を受けることは可能。
- ・浪江小中学校以外に通っている95%の生徒へのケアをして欲しい。避難先でのいじめなどのトラブルに対する事例集のような資料があると参考になる。

親や卒業生としての悩みについて

- ・伝統ある学校がなくなってしまうことが心配だ。
- ・学校の存続以前に、避難先の学校に入れて、部活や運動会ができるなど通常の学校生活を送らせてあげるのも大切。
- ・親として自分の体験談を話せないのがつらい。

○文化財・伝統文化芸能

文化財・伝統文化芸能について（町説明）

- ・書物や巻物など個人所有の文化財の老朽化が進んでいるが、手をだせていない。
- ・芸能保存会所有の神楽などは町で保管している。
- ・現在、芸文協に所属している各団体が今後活動していくのかどうかはアンケートで確認している。

教育・子育ての現状に対する、町民視点による主要な論点

文化財について

- ・文化財には指定されていない、個人所有の文化財“相当品”は個人で管理すべき。
- ・ただし、そのような物の中にも、貴重な物があると思うので、広報等で文化財としての指定登録を呼びかけ、保管をしっかりとこない、町として実態を把握する必要がある。また、指定登録されていなくても、町として保存すべきと判断したものは預かっておいた方がよい。
- ・古墳や石碑等の町外に持ち出せない物は、除染などの際に、破損をさせないように丁寧に取り扱わないといけない。既存の文化財や埋蔵文化財については、分布図を見て、参考にして欲しい。

伝統芸能について

- ・伝統芸能のイベントの周知徹底を図るためにも、①伝統芸能の団体に対して芸文協への加入の呼びかけ、②イベントの通知は芸文協に加入していない団体にも出す、③団体がイベントを主催する時は役場に伝えるようにする、という対策をして欲しい。